

当日投票、期日前投票と不在者投票の違い

例) 町外に避難している『榎葉ゆりかさん』(住民票は榎葉町)が投票する場合

① 当日投票を行う場合

○ 榎葉町の当日投票所で投票します。

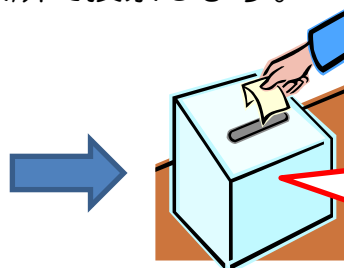
榎葉小・中学校中央台仮設校舎体育館
または 会津美里町宮里仮設住宅北集会所

② 期日前投票を行う場合

○ 榎葉町の期日前投票所で投票します。



期日前投票所



滞在地(避難先)の
期日前投票所で投票する
ことはできません!

榎葉町いわき出張所

12/ 3 (水) ~ 13 (土)

いわき市高久第9仮設住宅第2集会所

12/ 8 (月) ~ 9 (火)

いわき市上荒川仮設住宅第2集会所

12/10 (水) ~ 11 (木)

会津美里町宮里仮設住宅北集会所

12/12 (金) ~ 13 (土)

③ 不在者投票を行う場合

○ 榎葉町の選挙管理委員会に投票用紙等を請求して、滞在地の不在者投票所で投票します。



榎葉町選管に投票
用紙等を郵便で請
求します。



請求書に記入した送
付先に投票用紙等
を郵送いたします。



滞在地選管の不在
者投票所で投票し
ます。

・ 指定病院等における不在者投票

県の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。

・ 郵便等による不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳が交付されており一定の障がいがある方、または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められる場合があります。

手続きには日数を要しますので、お早めに榎葉町選挙管理委員会にお問い合わせください。